

<別表>

車両管理談合に係る指名停止期間一覧表

(単位:月)

	日本道路興運	北協連絡車管理	日本総合サービス	大新東	ムサシ興発	日経サービス	セノン	安全エンタープライズ	ニシノ建設管理	アクアテルス
東北地方整備局	5(10)	—	5(10)	6	4	2	6	4	—	2
関東地方整備局	5(10)	—	5(10)	6	6	2	4	6	6	2
北陸地方整備局	5(10)	—	5(10)	6	4	2	4	4	4	2
中部地方整備局	5(10)	—	5(10)	6	4	2	6	4	4	2
近畿地方整備局	5(10)	—	5(10)	6	4	3	4	4	—	3
中国地方整備局	5(10)	—	5(10)	4	4	2	4	4	—	2
四国地方整備局	5(10)	—	5(10)	4	4	2	4	4	—	2
九州地方整備局	5(10)	—	5(10)	6	4	2	6	4	—	2
北海道開発局	5(10)	6	5(10)	6	4	2	4	4	—	2

(注) 1. 日本道路興運及び日本総合サービスの括弧書きの数字は、公正取引委員会の課徴金減免措置がなかったとした場合の指名停止期間。

2. 7月6日時点で判明している事由を基に算定した期間。

3. その他の機関においては、日本道路興運、日本総合サービスを3(6)か月、北協連絡車管理、大新東、ムサシ興発、セノン、安全エンタープライズ、ニシノ建設管理を4か月、日経サービス、アクアテルスを2か月の指名停止としている。

4. 「—」は、業者登録を行っていない部局。

※ 1 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

別表 2

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、 工事の請負契約の相手方として不相当であると認められると き。(第12号に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 当該地方整備局の所属担当官 ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担 当官</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3ヵ月以上 12ヵ月以内 2ヵ月以上 9ヵ月以内</p>

4. 部局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(第3第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。
- 一 談合情報を得た場合又は国土交通省の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号、第11号、第12号に該当したとき
それぞれ当該各号に定める短期の2倍(別表第2第12号に該当したときは、2.5倍)の期間
- 二 別表第2第5号から第12号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)
それぞれ当該各号に定める短期の2倍(別表第2第12号に該当する有資格業者にあつては、2.5倍)の期間

※ 2 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について

7

別表第2関係

- 四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。この場合において、この号前段の期間が別表第2第5号から第7号まで及び第12号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3第3項の規定を適用するものとする。

○国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて

第1条（通則）

国土交通省所管の物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けに関する契約の有資格業者（「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領」（平成13年1月6日付け国官会第22号。）第20条に規定する有資格者名簿に記載された業者をいう。以下「有資格業者」という。）の指名停止等については、当分の間、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「要領」という。）及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」（平成3年5月18日付け建設省厚発第172号。）を準用して取り扱うこととする。